

事業コード	15020206	政策コード	15	政策名	安全・安心なまちづくり
事業名	DC食品臨時営業等衛生確保事業	施策コード	02	施策名	消費者の安全・安心と生活衛生の確保
		指標コード	02	施策目標(指標)名	食品関係施設が行う衛生水準向上等に向けた取組の支援
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	班名	食品安全・安心班
				(tel)	8601593
				担当課長名	加沢敏明
				担当者名	鈴木豊

評価対象事業(計画)の内容

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか) 臨時飲食店営業許可に係る条例改正により、ディスプレイキャンペーンなどの催事期間に出店する際の許可期間が最大20日から3ヵ月に延長されることから、手続きなどの制度の周知や食中毒による事故防止を図るため、啓発業務の充実や監視指導の強化を行う必要がある。		3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 臨時飲食店営業許可等の期間延長に関する手続きなどの制度の周知を図るとともに、食中毒による事故を防止する。  (重点施策推進方針との関係) ○ 重点事業として要望 ● その他事業として要望	
2. 住民ニーズの状況 ①ニーズを把握した対象 □ 受益者    ■ 一般県民    (時期:        年        月) ②ニーズの把握の方法 □ アンケート調査   □ 各種委員会及び審議会   □ ヒアリング   □ インターネット ■ その他の手法    (具体的に 秋田県議会(一般質問)) ③ニーズの具体的内容 臨時飲食店営業許可の現行の期間、20日未滿を3ヵ月未滿まで営業可能とする旨の要望		4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体    県 ②事業の対象者・団体    県民、臨時飲食店の事業者 ③達成のための手段 ・臨時飲食店営業等許可申請手続き及び食中毒防止に関するリーフレットを作成、配布    ・出店状況の把握    ・臨時営業許可事務の補助    ・ホームページによる啓発 ④比較した代替手段及び選択した手段の有効性 条例改正の対象となる臨時飲食店営業者は、食品衛生協会の非会員であるため、当該協会が把握し巡回指導することが困難であることから、県が実施する。	

◎把握していない場合の理由及び今後の方針	
①理由	
②今後の方針	

5. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)							
順位	事業内訳	左の説明	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	全体(最終)計画
01	DC食品臨時営業等衛生確保対策事業	臨時飲食店許可に係る条例改正により、DCなどの催事期間に出店する際の許可期間が延長されることから、食品による事故防止のため、監視指導や啓発事業の充実を図る。	2,734						
財源内訳		左の説明	2,734						
国庫補助金									
県債									
その他		緊急雇用創出等臨時対策基金等	2,734						
一般財源			0						

6. 事業の効果把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 臨時飲食店に関する手続きの周知と食中毒の防止

指標名									指標の種類
指標式									○成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）									
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度	
目標a									
実績b	②データ等の出典								
東北									
全国									
③把握する時期 ○当該年度中 月 ○翌年度 月 ○翌々年度 月									

指標Ⅱ

指標名									指標の種類
指標式									○成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）									
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度	
目標a									
実績b	②データ等の出典								
東北									
全国									
③把握する時期 ○当該年度中 月 ○翌年度 月 ○翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

監視対象である臨時飲食店営業施設については、今回新設した規定であることから、対象となる許可件数の算定が困難なため。

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

条例に規定する臨時飲食店営業申請に関する周知が図られることと、食中毒による事故を防止する。

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性

県内で開催予定の長期的に開催されるイベント等において、地域活性化を図るため、臨時飲食店の許可延長などの申請手続き等の利便性を図るとともに、食品による事故を未然に防ぐ必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性

食品による事故を未然に防止する必要がある。

事業の県関与の必要性

法令・条例上の義務  内部管理事務  県でなければ実施できないもの

民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

臨時飲食店許可については条例で定めているほか、監視業務については食品衛生法で実施が定められている。

	政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

○重点事業 ○その他